

令和5年度 帰国・外国人児童生徒等教育の推進支援事業
 (I 帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業)
 事業内容報告書の概要

地方公共団体名【 丹波篠山市 】
令和5年度に実施した取組の内容及び成果と課題
<p>1. 事業の実施体制(運営協議会・連絡協議会の構成員等) 丹波篠山市 外国人児童生徒支援連絡協議会 (1) 実施回数 2回 (2) 委員16名 (NPO法人篠山国際理解センター3名、小・中・特別支援学校の教員9名、学職経験者2名、市教委3名)</p>
<p>2. 具体の取組内容 ※取り組んだ実施事項(1)～(13)について、それぞれ記入すること</p> <p>(1) 地域の外国人児童生徒等指導体制の推進に係る運営協議会・連絡協議会の設置・運営 丹波篠山市教育委員会とNPO法人篠山国際理解センター、対象児童生徒が在籍する学校による「外国人児童生徒支援連絡協議会」を設置し、支援体制づくり等について協議・研修した。</p> <p>(2) 学校における指導体制の構築 NPO法人篠山国際理解センターに委託し、「コーディネーター」「日本語指導員」「母語通訳・翻訳支援員(やさしい日本語支援員)」による支援体制を整備した。</p> <p>(3) 「特別の教育課程」による日本語指導の実施 日本語指導を実施している全ての学校で「特別の教育課程」を編成し、実施計画及び個別の指導計画を作成した。編成にあたっては、コーディネーターが各校と連携して作成及び協力するとともに、支援体制を構築した。</p> <p>(4) 成果の普及 連絡協議会や拠点校の公開授業で成果と課題を共有することにより、外国人児童生徒の受入や日本語指導、日常の授業づくり・学級づくり等について共通理解を図ることができた。</p> <p>(5) 学力保障・進路指導 個別の指導計画を活用し、短期目標と中・長期目標をもとに支援を行った。短期目標では、日本の生活や日本語理解の支援だけでなく、学級における授業の学習や、学校生活における自立をめざした支援に取り組んだ。中・長期目標では、本人・保護者の意向を確認しながら、進学を含めた将来のキャリア支援に向けた支援を行った。</p> <p>(7) ICTを活用した教育・支援 母語通訳・翻訳支援員が不在であっても、翻訳機・翻訳アプリ等を使い、外国人児童生徒が教職員や友達とのコミュニケーションをとることができた。また、一人一台端末を効果的に活用し、学校での生活や学習の支援を行った。</p> <p>(10) 日本語指導ができる、又は児童生徒等の母語が分かる支援員の派遣 それぞれの対象児童生徒の実態に応じてコーディネーターが支援体制の計画を立て、市教委と協議のうえ、日本語指導員、母語通訳・翻訳支援員を派遣した。</p>

3. 成果と課題 ※取り組んだ実施事項(1)～(13)について、それぞれ記入すること

- (1) 地域の外国人児童生徒等指導体制の推進に係る運営協議会・連絡協議会の設置・運営
NPO法人篠山国際理解センターとの連携を密にすることにより、対象児童生徒の実態やそれに応じた支援体制について等、十分に検討することができた。また、連絡協議会が日本語指導員及び母語通訳・翻訳支援員、学校関係者の情報共有の場にもなり、以降の各学校での指導に生かすことができた。
- (2) 学校における指導体制の構築
コーディネーターの実態把握により、必要に応じて時間数を変更するなど、より効果的・効率的な指導・支援に努めることができた。
- (3) 「特別の教育課程」による日本語指導の実施
学校は、作成の過程で課題意識をもって対象児童生徒の実態把握に努めることができ、コーディネーターと連携して個別の指導計画を作成することができた。また、日本語指導以外の場面でも把握したことを学習支援に役立てるなど、個別の指導計画をいかに意識を持つことができた。
- (4) 成果の普及
この事業の定着により、外国人児童生徒に関する相談等が市教委担当者及びNPO法人篠山国際理解センターのコーディネーターに的確に入るようになり、実態把握や適切な支援につなげることができた。また、連絡協議会等での学びを持ち帰り、各校の実践につなげることができた。
- (5) 学力保障・進路指導
日本語指導で身に付けたことが、学級での授業や先生・友達等との交流に役立つことを実感し、意欲的に日本語指導や教科等の学習に取り組む様子が見られた。また、母語通訳・翻訳支援員が保護者に対しても支援を実施していることで、中学卒業後の進路等についても一緒に考えることができた。NPO法人篠山国際理解センターの派遣期間が終わった児童生徒が増えてきており、担任や専科教員が同室及び別室で日本語指導を担い、教員の業務負担となっている。
- (7) ICTを活用した教育・支援
母語通訳・翻訳支援員が不在であっても、一人一台端末の活用により外国人児童生徒が教職員や友達とのコミュニケーションをとることができ、学校生活における不安を軽減することができた。先進的な取組や有効な情報を取り入れ、一人一台端末による遠隔教育システムの活用を含め、今後も効果的な活用を探っていく必要がある。
- (10) 日本語指導ができる、又は児童生徒等の母語が分かる支援員の派遣
日本語指導については、取り出し指導を中心に、学校内で先生や友達とコミュニケーションをとれる程度の日本語習得をめざした。それを土台に、徐々に学級での学びにつなげることができている。母語通訳・翻訳支援員については、対象児童生徒が支援員に頼り切ることにならないよう配慮しながら支援を行っていく必要がある。

	幼稚園等	小学校	中学校	義務教育学校	高等学校	中等教育学校	特別支援学校
本事業で対応した幼児・児童生徒数	人 (園)	14人 (5校)	5人 (1校)	人 (校)	人 (校)	人 (校)	3人 (1校)
うち、特別の教育課程で指導を受けた児童生徒数		5人 (2校)	1人 (1校)	人 (校)	人 (校)	人 (校)	0人 (0校)

4. その他(今後の取組予定等)

- 学校、NPO法人篠山国際理解センター、教育事務所、市教委がより一層連携を図り、本事業の推進及び帰国・外国人児童生徒に対する支援の充実を図る。
- 日本語指導が必要な外国人児童生徒等が安心して学校生活を送れるよう教職員の受け入れ体制の整備を行う。また、児童生徒に対しては、多文化共生等の視点に重点を置いた人権教育の推進を図る。
- 在籍学級の中で、日本語や学習言語の習得に向けた授業づくりについて協議できる研修会を計画する。
- 研修会等で情報交流や実践発表を行い、市内教職員のネットワークを強化する。
- 幼、小、中の連携を図り、円滑に就学や進学が行えるよう支援する。

※ 枠は適宜広げること。(複数ページになっても差し支えない) 成果物等があれば別途提出すること。

※ 事業内容報告書の概要は、担当者・連絡先欄を除き、様式9(添付1)の5. 成果イメージ資料のポンチ絵と併せて、文部科学省ホームページで公開する。